令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1	府省庁名 総務省
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (たばこ税、軽油引取税)
要望 項目名		電子帳簿等保存制度における総務大臣による時刻認証業務の認定制度の活用
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 地方税関係書類の作成又は受領後、電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付す。
		・特例措置の内容 「時刻認証業務の認定に関する規程」に基づき総務大臣が認定する業務に関するタイムスタンプについて、 地方税法施行規則第25条第5項第2号ロに位置づけること。
関係約	条文	【地方税法施行規則第25条第5項第2号口】 ロ 当該地方税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに 限る。以下この号及び第二十七条第一項において「タイムスタンプ」という。)を付すこと(当該地方税関 係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合 にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタン プを付すこと)。
減 [」] 見辺		[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	(1)政策目的 民間の認定制度に係るタイムスタンプに代わり、国による信頼性の裏付けを持った総務大臣認定の業務に係るタイムスタンプを電子帳簿保存制度に位置づけることにより、スキャナ保存による地方税関係書類の電子化等を推進し、新型コロナウイルス感染防止に資するテレワーク等の推進を可能とする社会全体のデジタル化を進め、実空間とサイバー空間が高度に融合する Society5.0 の実現に寄与する。
		(2) 施策の必要性 (1)を実現するため、成長戦略フォローアップ及びデジタル社会の実現に向けた重点計画にも記載のとおり、タイムスタンプについては国による認定制度電子帳簿保存法や地方税法のような電子文書の保存に関する制度において有効な手段と位置づける必要がある。

【成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) p21】

- 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
- (9) サイバーセキュリティの確保
- ・データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み(トラストサービス)について、2021 年度に以下の取組を行う。

(略)

ータイムスタンプについて、国による認定制度が電子文書の送受信・保存に関する法令において有効な手段 となるよう、その利用の拡大に向けた施策を実施 (略)

【デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)p61】

- 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策
- 8. 研究開発・実証の推進
- (2) データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証
- ③データの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術

(略)

データの存在証明を行うタイムスタンプについて、包括的データ戦略に基づき、トラストを担保する基盤の一つとして、社会実装を進める。

本要望に 対応する 縮減案 -

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信高度利活用の推進
	政策の 達成目標	・現状の民間の認定制度に係るタイムスタンプを利用する者の利益の保護 ・総務大臣が認定した時刻認証業務に係るタイムスタンプの利用の拡大 ・スキャナ保存による地方税関係書類の電子化等の推進
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の 適用見込み	地方税法第 748 条第3項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該地方 税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各行の上欄に掲げる者へ適用される。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	適切な経過措置を設けながら、民間の認定制度に係るタイムスタンプに代わり国による信頼性の裏付けを持った総務大臣の認定に係るタイムスタンプを電子帳簿等保存制度に位置づけることにより、総務大臣認定の時刻認証業務に係るタイムスタンプの利用の拡大と、スキャナ保存による地方税関係書類の電子化等の推進に資する。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	本措置は、成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)やデジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)の内容と合致しており、妥当である。

税負担軽減措置等の 適用実績 -	_
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	今回が初めての要望である。